

公布された条例のあらまし

◆高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（高知県条例第58号）

- 1 条例制定の目的

地方公務員法（昭和25年法律第261号）が一部改正されたことを考慮し、国家公務員と同様に、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業の制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 任命権者は、職員の申請により、3年以内に限り、配偶者同行休業をすることを承認することができること。（第2条から第4条まで）
 - (2) 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、外国での勤務、外国において個人が業として行う活動、外国に所在する外国の大学における修学等とする事。（第5条）
 - (3) 配偶者同行休業をしている職員は、任命権者の承認を得て、3年を超えない範囲内において、配偶者同行休業の期間を延長することができること。（第6条）
 - (4) 任命権者が配偶者同行休業の承認を取り消す事由は、配偶者同行休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなったこと以外に、配偶者が外国に滞在しないこととなったこと等とする事。（第7条）
 - (5) 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合等には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこと。（第8条）
 - (6) 任命権者は、配偶者同行休業の申請に係る期間について当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、任期付採用又は臨時的任用のいずれかを行うことができること。（第9条）
 - (7) 配偶者同行休業をした職員については、職務復帰後において号給を調整することができること。（第10条）
 - (8) 配偶者同行休業をした期間については、退職手当の算定における在職期間から除算すること。（第11条）
 - (9) この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程で定めること。（第12条）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県いじめ防止対策推進法施行条例（高知県条例第59号）

- 1 条例制定の目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に規定する基本理念にのっとり、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき高知県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置き、その組織及び運営については、次のとおりとすること。（第3条から第13条まで）
 - ア 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を総合的かつ効果的に推進させるとともに、関係する機関及び団体がそれぞれの役割に応じて行う取組等を促進させることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する役割を担うものとする。

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県職員の配偶者同行休業に関する条例	4
◎高知県いじめ防止対策推進法施行条例	6
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例	8
◎高知県税条例の一部を改正する条例	9
◎高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	10
◎高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	10
◎高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	10
◎高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例	10
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	10
◎高知県児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	11
◎高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	11

イ 連絡協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

ウ 会長は、知事をもって充てる。

エ 委員は、学校、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方務局、高知県警察本部その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

オ 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

カ 連絡協議会に、委員を補佐するため、委員の属する機関の職員及び団体の構成員のうちから、知事が委嘱する幹事20人以内を置く。

キ 連絡協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(2) 法第14条第3項の規定に基づく県教育委員会の附属機関として、高知県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、その組織及び運営については、次のとおりとすること。（第14条から第25条まで）

ア 調査委員会は、県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して県教育委員会に意見を述べるものとする。

(ア) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として定められた高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施に関すること。

(イ) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が高知県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関すること。

イ 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

ウ 委員は、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他県教育委員会が適当であると認める者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

エ 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

オ 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

カ 調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席等を求めることができる。

キ 調査委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(3) 法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく知事の附属機関として高知県いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置き、その組織及び運営については、次のとおりとすること。（第26条から第34条まで）

ア 再調査委員会は、調査審議の対象となる重大事態ごとに、委員15人以内で組織する。

イ 委員は、教育等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、調査審議の対象となる重大事態ごとに、知事が委嘱する。ただし、当該調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者（当該事案について調査審議を行った調査委員会の委員及び法第28条第1項の規定により当該事案について調査を行うためその設置する学校の下に設けられた組織の構成員を含む。）と特別の利害関係を有する等調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認める者については、委員としない。

ウ 委員は、調査審議が終了したときは、解任される。

エ 再調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席等を求めることができる。

オ 再調査委員会の庶務は、高知県文化生活部において処理する。

3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆**公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第60号）**

1 条例改正の目的
高知県道路公社が解散したことに伴い、職員を派遣することができる団体のうち特別の法律により設立された法人について必要な改正をすることとした。

2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆**次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例（高知県条例第61号）**

1 条例改正の目的
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の施行による母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、関係条例について引用規定の整理等をすることとした。

2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成26年10月1日から施行することとした。

◆**高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第62号）**

1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、法人の県民税及び事業税について必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 法人の県民税
- ア 法人税割の税率について、100分の3.2（現行 100分の5）とすること。（第46条）
- イ アにかかわらず、平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成29年8月31日以前に終了する事業年度分の法人税割の税率について、100分の4（現行 100分の5.8）とすること。（付則第11条）
- ウ イにかかわらず、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等に対する法人税割の税率について、100分の3.2（現行 100分の5）とすること。（付則第12条）
- (2) 地方法人特別税の税率の変更に伴い、法人の事業税の税率について、次のとおりとすること。（付則第13条の2）
- ア 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2（現行 100分の1.5）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2（現行 100分の2.2）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3（現行 100分の2.9）

イ 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4 (現行 100分の2.7)
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6 (現行 100分の3.6)
特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5 (現行 100分の4.3)

ウ その他の法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4 (現行 100分の2.7)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1 (現行 100分の4)
所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7 (現行 100分の5.3)

エ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	100分の0.9 (現行 100分の0.7)
------	------------------------

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、2の(1)及び(2)は、平成26年10月1日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例(高知県条例第63号)

1 条例改正の目的

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第116号)が一部改正され、都道府県が国民健康保険の財政を調整するために市町村に交付する調整交付金の算定額に老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額を含める特例が平成29年度まで延長されたことに伴い、老人保健医療費拠出金を納付する市町村に対する1号交付金の特例を3年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第64号)

1 条例改正の目的

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、事業の実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第65号)

1 条例改正の目的

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業の実施に係る国の通知が一部改正され、一部の事業について実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第66号)

1 条例改正の目的

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年^{総理府}令第3号)が一部改正されたことを考慮し、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第67号)

1 条例改正の目的

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律(平成25年法律第25号)の施行によりエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第68号)

1 条例改正の目的

厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第10号)の施行により児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)が一部改正されたことを考慮し、保育所の職員配置の基準における保育士の数の算定に係る経過措置について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第69号)

1 条例改正の目的

道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正に伴い運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)が一部改正されたことを考慮し、運転免許試験に係る手数料の適用区分について必要な改正をするとともに、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成26年6月1日から適用することとした。

◆高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例(高知県条例第70号)

1 条例の廃止

事業が終了し、その目的を達成した高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

高知県職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第58号

高知県職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6の規定に基づき、職員（法第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の承認の申請等)

第3条 前条の規定による申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、前条の規定による申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年以内とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第5条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げる事由に該当するときを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として人事委員会規則等（人事委員会規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるもの

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、人事委員会規則等で定める特別の

事情とする。

3 第2条及び第3条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第15条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第15条又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第15条に規定する特別休暇のうち人事委員会規則で定める職員の分べんを原因とする特別休暇（配偶者同行休業をしている職員がこれらの条例の規定の適用を受けない者である場合にあっては、これに相当するもの）を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（配偶者が死亡した場合等の届出等）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、人事委員会規則等で定める場合

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この条において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用
- 2 任命権者は、前項の規定に基づき任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。
- 3 任命権者は、第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の規定に基づき任期を更新する場合について準用する。
- 5 任命権者は、第3項の規定に基づき、第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員（地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員及び技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）第2条に規定する職員（以下「企業職員等」という。）を除く。以下この条において同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

3 配偶者同行休業をした企業職員等に係る職務復帰後における号給の調整については、任命権者が定める。
（退職手当の取扱い）

第11条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

3 配偶者同行休業をした企業職員等に係る退職手当の取扱いについては、任命権者が定める。
（人事委員会規則等への委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、人事委員会規則等で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（高知県職員定数条例の一部改正）
- 2 高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「必要と」を「必要があると」に改め、同項第8号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第9号とし、同項第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。
(3) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けた職員
（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 3 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
2 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の

規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員に対しては、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員

第10条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員

(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

5 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下この条及び第5条において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第8号中「その他知事が必要と」を「前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると」に改め、同号を同条第9号とし、同条第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

6 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をした期間

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の

規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員に対しては、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(高知県学校職員定数条例の一部改正)

8 高知県学校職員定数条例（平成14年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「必要と」を「必要があると」に改め、第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けて配偶者同行休業をしている職員

(高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正)

9 高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「必要と」を「必要があると」に改め、第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第2条の規定に基づき配偶者同行休業の承認を受けた警察職員

高知県いじめ防止対策推進法施行条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第59号

高知県いじめ防止対策推進法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 高知県いじめ問題対策連絡協議会（第3条―第13条）

第3章 高知県いじめ問題調査委員会（第14条―第25条）

第4章 高知県いじめ問題再調査委員会（第26条―第34条）

第5章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条の基本理念にのっとり、地域の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 高知県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第3条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき高知県いじめ問題対策連絡協議会（以下この章において「連絡協議会」という。）を置く。

(任務)

第4条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止等のために県が実施する施策を総合的かつ効果的に推進させるとともに、関係する機関及び団体がそれぞれの役割に応じて行う取組等を促進させることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する役割を担うものとする。

(組織)

第5条 連絡協議会は、会長及び委員20人以内で組織する。

(会長)

第6条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、学校、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村の教育委員会、児童相談所、高知地方務局、高知県警察本部その他の関係機関及び団

体に属する者並びに学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
(任期等)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(会議)

第9条 連絡協議会の会議（以下この条及び第11条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第10条 連絡協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員及び団体の構成員のうちから、知事が委嘱する。

3 幹事は、連絡協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 第8条第3項の規定は、幹事について準用する。

(委員以外の者の出席等)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(庶務)

第12条 連絡協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第13条 第4条から前条までに定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 高知県いじめ問題調査委員会

(設置)

第14条 法第14条第3項の規定に基づく県教育委員会の附属機関として、高知県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(任務)

第15条 調査委員会は、県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び当該事項に関して県教育委員会に意見を述べるものとする。

(1) 法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として定められた高知県いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策の実施に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が高知県立学校で発生した場合における当該事実の確認及び調査に関すること。

(組織)

第16条 調査委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第17条 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他県教育委員会が適当であると認める者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第19条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 調査委員会の会議（以下この条及び第23条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開する。ただし、調査委員会が法第28条第1項の規定により高知県立学校の設置者が調査を行う場合の組織とされるときその他調査委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(臨時委員)

第21条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第22条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第23条 調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求め、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第24条 調査委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第25条 第15条から前条までに定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第4章 高知県いじめ問題再調査委員会

(設置)

第26条 法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく知事の附属機関として、高知県いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(組織)

第27条 再調査委員会は、調査審議の対象となる重大事態ごとに、委員15人以内で組織す

る。

（委員）

第28条 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当であると認める者のうちから、調査審議の対象となる重大事態ごとに、知事が委嘱する。ただし、当該調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者（当該事案について調査審議を行った調査委員会の委員及び法第28条第1項の規定により当該事案について調査を行うためその設置する学校の下に設けられた組織の構成員を含む。）と特別の利害関係を有する等調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認める者については、委員としないものとする。

2 委員は、前項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第29条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第30条 再調査委員会の会議（以下この条及び第32条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しない。ただし、再調査委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第31条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（意見の聴取等）

第32条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求め、意見を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第33条 再調査委員会の庶務は、高知県文化生活部において処理する。

（雑則）

第34条 第27条から前条までに定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

第5章 雑則

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第20条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる調査委員

会の会議は、高知県教育長が招集する。

（再調査委員会の最初の会議の招集）

3 第30条第1項の規定にかかわらず、再調査委員会の委員の委嘱の後最初に開かれる当該再調査委員会の会議は、その都度知事が招集する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第60号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第61号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3の表中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

（高知県特別会計設置条例の一部改正）

第2条 高知県特別会計設置条例（昭和39年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉資金貸付事業」を「母子福祉資金貸付事業、父子福祉資金貸付事業」に、「高知県母子寡婦福祉資金特別会計」を「高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める。

（高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第3条 高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表14の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第4条 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金」に改める。

(高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部改正)

第5条 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる全ての」に改め、同項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「、前項各号に掲げる全ての」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条中高知県特別会計設置条例本則の表の改正規定(「高知県母子寡婦福祉資金特別会計」を「高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める部分に限る。次項において同じ。)及び同項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の改正規定の施行の際現に設置されている高知県母子寡婦福祉資金特別会計は、第2条の規定による改正後の高知県特別会計設置条例の規定による高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計として引き継がれるものとする。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第62号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「その事業が行われる場所(政令第7条の3の5に規定する場所)を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設)」に改め、同条第4項中「第2条第6号の」を「第2条第6号に規定する」に改める。

第33条第1号中「第2条第5号の」を「第2条第5号に規定する」に改める。

第46条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第47条第1項中「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項の表中「第2条第5号の」を「第2条第5号に規定する」に改める。

第48条第2項中「又は第88条」を「、第88条又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)」に改め、同条第3項中「第71条第1項」を「第71条第1項若しくは第144条の3第1項」に改め、同条第4項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第145条」を「第144条の8」に、「第6項及び第9項」を「以下この条」に改め、同条第5項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改め、同条第6項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第145条」を「第144条の8」に改め、同条第9項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に改める。

第49条の2第1項中「第139条」を「第139条第1項」に、「第66条の4第1項」を「第66条の4第1項又は第67条の18第1項」に、「申立てに限る。以下この項において同じ」を「申立てに限る」に、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」を「当局に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1

項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」に、「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第17項第1号(同法第66条の4の3第11項又は第67条の18第10項において準用する場合を含む。)」に、「第9条の9の8第1項」を「第9条の9の4第1項」に改め、同条第2項中「第9条の9の8第2項」を「第9条の9の4第2項」に改める。

第49条の3第1項中「第68条の88第1項」を「第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項」に、「同条第18項第1号」を「同法第68条の88第18項第1号(同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。)」に、「第9条の9の9第1項」を「第9条の9の5第1項」に改め、同条第2項中「第9条の9の9第2項」を「第9条の9の5第2項」に改める。

第53条第1項及び第58条第3項中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に改める。

第62条の2第1項中「第139条」を「第139条第1項」に、「第66条の4第1項」を「第66条の4第1項又は第67条の18第1項」に、「申立てに限る。以下この項において同じ」を「申立てに限る」に、「当局に対し当該租税条約に規定する申立て」を「当局に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」に、「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第17項第1号(同法第66条の4の3第11項又は第67条の18第10項において準用する場合を含む。)」に改める。

第62条の3第1項中「第68条の88第1項」を「第68条の88第1項又は第68条の107の2第1項」に、「同条第18項第1号」を「同法第68条の88第18項第1号(同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。)」に改める。

第63条第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改める。

付則第11条中「昭和51年9月1日から平成29年8月31日までの間」を「平成26年10月1日以後に開始し、かつ、平成29年8月31日以前」に改め、「及び昭和51年9月1日から平成22年9月30日までの間における解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削り、「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

付則第12条第1項中「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改め、同条第5項中「(同法第145条において準用する場合を含む。)、第82条の8第1項(同法第145条の8において準用する場合を含む。))若しくは第88条(同法第145条の12において準用する場合を含む。))」を「、第88条(同法第145条の5において読み替えて準用する場合を含む。))若しくは第144条の3第1項」に改める。

付則第13条の2中「平成20年10月1日」を「平成26年10月1日」に、「「100分の1.5」」を「「100分の2.2」」に、「「100分の2.2」」を「「100分の3.2」」に、「「100分の2.9」」を「「100分の4.3」」に、「「100分の2.7」」を「「100分の3.4」」に、「「100分の3.6」」を「「100分の4.6」」に、「「100分の4」」を「「100分の5.1」」に、「「100分の5.3」」を「「100分の6.7」」に、「「100分の0.7」」を「「100分の0.9」」に、「「100分の4.3」」を「「100分の5.5」」に、「の規定により読み替えられた」とあるのは「」とあるのは」に改め、「の規定により読み替えられた、同法第2条の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第32条第4項、第33条第1号、第46条、第47条第1項、第48条第5項並びに第53条第1項及び第58条第3項の改正規定並びに付則第11条、第12条第1項及び第13条の2の改正規定並びに附則第3項の規定 平成26年10月1日

(2) 第49条の2第1項の改正規定(「第9条の9の8第1項」を「第9条の9の4第1項」に改める部分に限る。)、同条第2項の改正規定、第49条の3第1項の改正規定(「第9条の9の9第1項」を「第9条の9の5第1項」に改める部分に限る。)及び同条第2項の改正規定 平成28年1月1日
(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の高知県税条例(次項において「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第46条並びに付則第11条及び第12条第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第63号**

**高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例**

高知県国民健康保険調整交付金条例(平成17年高知県条例第77号)の一部を次のように改正する。

附則第12項及び第17項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第64号

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成21年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第65号**

**高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

高知県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成21年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第66号

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成24年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「(116の2)」を「(116の4)」に、「(116の3)」を「(116の5)」に、「(116の4)」を「(116の6)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第67号**

**高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。  
第55条の4の表中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第68号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第78条第1号中「設けること」を「設けること。」に改める。

附則第7項中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第69号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項の表1の項中「第97条の2第1項第3号」を「第97条の2第1項第3号又は第5号」に改め、同表2の項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県警察手数料徴収条例の規定は、平成26年6月1日から適用する。



高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第70号

高知県国営土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

高知県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成10年高知県条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。